平成 30 年 3 月 16 日

市内介護保険サービス事業所各位

桑名市役所 介護高齢課長

平成30年4月からの地域包括支援センター担当地区 の変更について(お知らせ)

平素は、介護保険の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがと うございます。また、貴事業所におきましては、地域包括ケアシステム推進に ご尽力いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、桑名市における地域包括支援センターの担当 地区を平成30年4月より以下のとおり変更いたしますのでお知らせいたしま す。

記

名 称	変更前		変更後(4月~)
東部地域包括支援センター	精義·立教· <u>城東(地蔵·東</u>		精義·立教·修徳·大成
	<u>野を除く)</u> ・修徳・大成	7	· <u>城東</u>
西部地域包括支援センター	桑部•在良•七和•久米		桑部•在良•七和•久米
南部地域包括支援センター	日進·益世·城南		日進・益世・城南
	・城東(地蔵・東野のみ)		口些"盆巴"级用
北部西地域包括支援センター(福祉なんでも相談センター)	筒尾・松ノ木・大山田		筒尾・松ノ木・大山田・星見ヶ
	・星見ヶ丘・野田・藤が丘		丘・陽だまりの丘
	・陽だまりの丘・多度	7	・ <u>新西方</u> ・藤が丘・野田・多度
北部東地域包括支援センター	大和・深谷・長島・ <u>新西方</u> 🖊		大和·深谷·長島

<変更点>

- ① 城東地区全域が、東部地域包括支援センターの担当地区となります。
- ② 新西方地区が、北部西地域包括支援センター(福祉なんでも相談センター)の担当地区となります。

担当:桑名市役所 介護高齢課

介護予防支援室

 $\begin{array}{ll} \text{Tel}: & 0\ 5\ 9\ 4-2\ 4-5\ 1\ 0\ 4 \\ \text{FAX}: & 0\ 5\ 9\ 4-2\ 7-3\ 2\ 7\ 3 \end{array}$